

青森県報

号外第三十一号

令和三年
三月三十一日
(水曜日)

目次

教育委員会

- 青森県立学校学則の一部を改正する規則……………(教職員課) ……一
- 青森県立学校専決決規程の一部を改正する訓令……………(同) ……二
- 青森県教育委員会文書取扱規程の一部を改正する訓令……………(職員福利課) ……二
- 青森県教育委員会専決決規程の一部を改正する訓令……………(同) ……二
- 青森県教育委員会教育長事務委任規程の一部を改正する訓令……………(同) ……三
- 指定技能教育施設の廃止……………(教職員課) ……三

教育委員会

青森県立学校学則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月三十一日

青森県教育委員会

青森県教育委員会規則第一号

青森県立学校学則の一部を改正する規則

青森県立学校学則(昭和三十九年四月青森県教育委員会規則第五号)の一部を次のように改正する。

別表第一平内校舎及び川内校舎の項を削り、同表青森県立三本木農業高等学校の項の次に次のように加える。

改め、同表青森県立五所川原工業高等学校の項の次に次のように加える。

青森県立三本木農業 業恵拓高等学校				
十和田市大 字相坂 全日制的課 程				
普通科	植物科学科	動物科学科	環境工学科	食品科学科
三年				

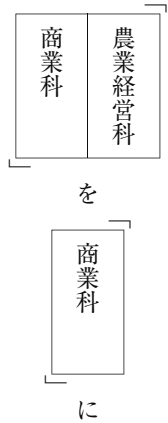
機械科	電子機械科
を	
機械科	
に	

青森県立五所川原 工科高等学校			
五所川原市 大字湊 全日制的課 程			
普通科	機械科	電子機械科	電気科
三年			

電子機械科	電気科	電子科	情報技術科	土木建築科
を				
電子科	電気科	土木科	建築科	
に				

別表第一青森県立八戸工業高等学校の項中

改め、同表青森県立弘前実業高等学校の項中



改める。

附 則

1 この規則は、令和三年四月一日から施行する。

2 青森県立青森工業高等学校の電子機械科、青森県立八戸工業高等学校の電子機械科、情報技術科及び土木建築科並びに青森県立弘前実業高等学校の農業経営科は、改正後の青森県立学校学則別表第一の規定にかかわらず、この規則の施行の日の前に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

青森県教育委員会訓令甲第一号

各 県 立 学 校

青森県立学校専決代決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和三年三月三十一日

青森県教育委員会

青森県立学校専決代決規程の一部を改正する訓令

青森県立学校専決代決規程（平成八年三月青森県教育委員会訓令甲第六号）の一部を次のように改正する。

別表第一事務長専決事項の欄第二号中「及び宿日直代行員」を、「宿日直代行員及び農事業務以外の業務に従事する技能業務員」に改める。

附 則

この訓令は、令和三年四月一日から施行する。

青森県教育委員会訓令甲第二号

青森県教育委員会文書取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和三年三月三十一日

青森県教育委員会

青森県教育委員会文書取扱規程の一部を改正する訓令

青森県教育委員会文書取扱規程（平成二十五年九月青森県教育委員会訓令甲第十号）の一部を次のように改正する。
第六十八条第一項中「第七条第一項」を「第七条」に改める。
別表第二の(3)青森東高等学校平内校舎の項及び大湊高等学校川内校舎の項を削り、同表三本木農業高等学校の項の次に次のように加える。

三本木農業高等学校	川内校舎
-----------	------

別表第二の(3)五所川原工業高等学校の項の次に次のように加える。

五所川原工業高等学校	五工校舎
------------	------

附 則

この訓令は、令和三年四月一日から施行する。

青森県教育委員会訓令甲第三号

青森県教育委員会専決代決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和三年三月三十一日

青森県教育委員会

庁 内 一 般
出 先 機 関
所 轄 教 育 機 関

庁 内 一 般
出 先 機 関
所 轄 教 育 機 関

青森県教育委員会専決代決規程の一部を改正する訓令

青森県教育委員会専決代決規程（昭和三十七年四月青森県教育委員会訓令甲第三号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「郷土館」を「埋蔵文化財調査センター」に、「第四条第二項」を「第三条の二」に、「別表第五」を「別表第三の二（次長専決事項に限る。）」に、「課長」を「グループマネージャー」に改め、第三項中「郷土館の館長」を「埋蔵文化財調査センターの所長」に、「第十条」を「第九条の二」に、「課長」を「グループマネージャー」に改める。

附 則

この訓令は、令和三年四月一日から施行する。

青森県教育委員会訓令甲第四号

序 内 一 般
出 先 機 関
所 轄 教 育 機 関

青森県教育委員会教育長事務委任規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和三年三月三十一日

青森県教育委員会

青森県教育委員会教育長事務委任規程の一部を改正する訓令

青森県教育委員会教育長事務委任規程（昭和四十八年九月青森県教育委員会訓令甲第十八号）の一部を次のように改正する。

附則に次の二項を加える。

3 第三条第一項及び第四条の規定にかかわらず、青森県立三本木農業高等学校が存続する間、同校の校長に、青森県立三本木農業恵拓高等学校に属する第三条第一項各号及び第四条各号に掲げる事務（教育長が別に指定するものを除く。）を処理する権限を委任する。

4 第三条第一項及び第四条の規定にかかわらず、青森県立五所川原工業高等学校が存続する間、同校の校長に、青森県立五所川原工科高等学校に属する第三条第一項

各号及び第四条各号に掲げる事務（教育長が別に指定するものを除く。）を処理する権限を委任する。

附 則

この訓令は、令和三年四月一日から施行する。

青森県教育委員会告示第三号

学校教育法施行令（昭和二十八年政令第三百四十号）第三十五条第一項の規定に基づき指定技能教育施設の廃止の届出があり、令和二年八月三日付けで廃止したので、同条第二項の規定により次のように告示する。

令和三年三月三十一日

青森県教育委員会

名 称	所 在 地
青森中央文化専門学校	青森市大字横内字神田一二の一

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第二間屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価 小口一枚二付十五円